

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 2899号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>

### コラム

## 小菅村と多摩川源流大学

早稲田大学教授 宮口 侗 迪

東京湾に注ぐ多摩川の最上流地域に人口750人に満たない村がある。山梨県小菅村である。かつては2000人以上が暮らしていた。この10月、その小菅村を35年ぶりに訪れる機会を得た。経済地理学会のこの村での「農山村の新たな地域づくりの展開」と題するシンポジウムの講演の依頼が筆者にあり、これ幸いと引き受けたのである。

農業の衰退の中ではあるが、清流を活用したワサビ栽培やヤマメなどの養殖が活気を呈している。そして、35年前に感嘆した急斜面の畑は、まだ何とか健在であった。ここは日当たりがよいので、コンニャクは何度も冬を越して大きく育つ。斜面で働くお年寄りから、今も変わらぬ耕作法を確認することができた。

この小菅村に、多摩川源流大学がある。これは東京農業大学と小菅村の協力協定による、大学の正課カリキュラムを持つ学びの場である。農大の全学部・全学年に開放されているカリキュラムで、実際に単位を取ることができ、思い切った取り組みであり、大学関係者が常駐している。講座は、基礎

コースとして源流域の自然・文化に関する座学と体験に始まり、2年目の応用コースは森づくりや農家の弟子入りなどがあり、3年目には学生が自らテーマを設定する。この運営には住民講師の活躍が不可欠であり、地域に培われたワザは若者に大きな感動を呼び起こしている。実際、学生時代に源流大学で単位を取り、今は地域おこし協力隊員として常駐している女性スタッフにも会うことができた。20代の若者が農山村に関心を持つ着実な流れが起きているといわれるいま、この大学の存在はきわめて貴重なものがある。



昭和50年代の小菅村の急斜面のこんにゃく畑(筆者撮影)

そして源流大学のある旧白沢分校の校舎には、NPO「多摩源流こすげ」と先輩格の多摩川源流研究所が同居し、連携を深めている。研究所には、長年「源流の四季」を刊行して「源流学」を世に問うてきたつわものの中村文明氏が健在であることも頼もしい。東京都の水源地の山々の紅葉を眺めながら、源流が人の営みのすべての源であること、をあらためて思わずにはいられなかった。

活動	「日本版シティマネージャー派遣制度」及び「地方創生コンシェルジュ制度」について小泉政務官と意見交換 —地方創生における支援策として、100市町村対象に国職員等派遣—(2)
論説	地方創生—人口減少に立ち向かう— 東京大学名誉教授 大森 彌…(3)
フォーラム	子どもを生き、健やかに育てられるまちづくりの各種取り組み ～幼保一体化による子育て支援～新潟県聖籠町…(6)
情報	町村Navi ……(10)

◎写真募集◎  
表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

## 全国町村会

# 「日本版シティマネージャー派遣制度」及び「地方創生コンシェルジュ制度」について小泉政務官と意見交換

—地方創生における支援策として、100市町村対象に国職員等派遣—



▲小泉政務官（中央）と面会する藤原会長（右）  
（左は森全国市長会長）



▲両制度について意見交換を行う小泉政務官（左）  
と藤原会長（右）

10月31日に石破内閣府特命担当大臣（地方創生担当）から、地方創生における支援策として発表のあった「日本版シティマネージャー派遣制度」及び「地方創生コンシェルジュ制度」について、本会の藤原会長（長野県町村会長・川上村長）は森全国市長会長と共に小泉内閣府大臣政務官と意見交換を行うと共に、同制度に関する周知について要請を受けた。

「日本版シティマネージャー派遣制度」は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、原則人口5万人以下の市町村を対象として、国家公務員及び大学研究者、民間シンクタンク等を首長の補佐役として派遣し、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や総合戦略の施

策の推進を担うこととするもので、100市町村規模を予定しており、11月から希望を受け付けるとしている。

「地方創生コンシェルジュ制度」は、地方公共団体が、地域の地方創生の取り組みを行うにあたり、地域活性化統合事務局と各府省庁に窓口を設置し、担当部局等の紹介を行うことで、国が積極的に相談・支援するための体制を構築することとしている。

なお、両制度の詳細については、「首相官邸ホームページ」の「まち・ひと・しごと創生本部」のページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>）を参照のこと。

## 論 説

## 地方創生——人口減少に立ち向かう——

視 点

東京大学名誉教授

大 森 彌

今年もまた全国町村長大会がめぐってきました。この大会は、全国の町村長さんが一堂に集い、町村のゆくえを確固たるものとする政策を決意も新たに提言する一大イベントの場になっています。以下、町村長さんに対して、人口減少と同時に自治体消滅論に立ち向かっていただきたい旨を述べたいと思います。

## 地方創生・地方分権・道州制

前右大臣知事・元総務大臣の増田寛也さんを中心にした論文集「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」(『中央公論』の2013年12月号)が発表され、東京圏への人口流出が止まらなければ、20歳から39歳の若年女性の減少によって多くの自治体が

立ち行かなくなると予想しました。急激な人口減の深刻さを強調するため「地方消滅」という強い言い方をあえてしたのだと思います。

自民党幹事長であった石破茂さんは、増田さんをすくに自民党国家戦略本部に講師として招いています。石破さんは、鳥取県八頭郡八頭町(旧郡家町)出身で、選挙区は鳥取県1区です。素早い反応でした。第2次安倍改造内閣に入閣した石破さんは、「地方創生担当」大臣ですが、内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域担当)ということにもなっています。この石破大臣の下で、地方の人口減少抑制と地域活性化を目指す「まち・ひと・しごと創生法案」と地域支援策の申請窓口を一本化する「地域再生法改正案」が国会の審議にかかっています。この2法案は、

2015年春の地方統一選挙対策を超えた長期的戦略として、その成否は日本社会の将来に重大な影響をもつと言えます。

ところで、石破さんは地方創生担当、国家戦略特別区域担当の大臣なのですが、これまでの地方分権改革や道州制はどうなっているのかと疑問に思う方もおいでになるでしょう。実は、前の内閣の新藤総務大臣の肩書には、「国家戦略特区、地方分権改革、地域活性化、道州制担当」が入っていたのです。このたび入閣した高市早苗氏は「総務大臣」とあるだけなのです。内閣総理大臣は、大臣任命に際し、各大臣が分担する政策をどんな視点で取り組むべきかを示す「指示書」を手渡します。石破大臣への「指示書」では「元気で豊かな地方の創生のた

め、・・・総合的な施策を立案し実施する。」とし、その7項目の中に、「国から地方への権限・財源等の移譲を促進するなど、地方分権を推進する。」と「道州制基本法」の早期成立を図り、その制定後5年以内の道州制導入を目指す。道州制導入までの間は、国・都道府県・市町村の役割分担を整理し、住民に一番身近な基礎自治体(市町村)の機能強化を図る。」が入っているのです。

道州制基本法案を国会に提出しようという意向は変わっていません。もっとも、地方創生の推進策には「国だけでなく地方も一体となった総合的な地域活性化を検討・実施する。」とされていますが、これには自治体による地域政策の着実な積み上げと効果的な国の支援策がなければ実現しません。道

## 論 説

州制の推進がまた表面化すれば反対の動きも台頭し、地方創生の推進力がそがれてしまう可能性が高くなりますから慎重な運びになると考えられます。

自由民主党道州制推進本部の本部長は今村雅弘さんから佐田玄一郎さんに変わりました。佐田さんは、2006年の第1次安倍内閣で内閣府特命担当大臣(規制改革)でしたが、国・地方行政改革担当、公務員制度改革担当、地域活性化担当、道州制担当を兼ねていました。2011年には党の道州制推進本部長を務めています。ただし、佐田さんは、国の地方支部局を存置させ、それと自治体との連携を強める仕組みとするなど、これまでの「道州制推進基本法案(骨子案)」を修正し、党内手続きが済めば国会へ出す意向であると伝えられています。今のところ、どんな内容のものになるのか、道州制



大森 彌 (おおもり・わたる)

1940年、東京都生まれ。東大大学院博士課程修了。東大教養学部教授、学部長を経て、2000年東大定年退職、千葉大学法経学部教授。2005年定年退職。行政学・地方自治論を専攻。地方分権推進委員会の専門委員、日本行政学会理事長、自治体学会代表運営委員、社会保障審議会会長・介護給付費分科会会長などを務めた。全国町村会の提言書「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか」などの原案作成にかかわる。現在、全国町村会「道州制と町村に関する研究会」「人口減少対策に関する有識者懇談会」座長など。著書に「政権交代と自治の潮流」「変化に挑戦する自治体」「官のシステム」など。

の扱いのゆくえについては何とも言えません。全国町村会としては、これまでの構えを維持しつつ、新たな展開に対して素早く対応し、町村の将来、日本国の将来にとって道州制の何が問題なのかを訴え続ける必要があるかと思えます。

## 人口急減と「増田レポート」

日本の人口は1900(明治33)年には4,385万人でしたが、その100年後の2000(平成12)年には1億2,693万人まで増加しました。2008(平成20)年に1億2,808万人となつています。もしこのペースで人口が増加すれば、2100年には約3億7,500万人になる計算ですが、それだけの膨大な数の日本人が資源の少ない狭い国土で平和に豊かに暮らすことができるかどうか心配になります。

ところが、2008年をピークに総人口は減少し始めました。国立社会保障・人口問題研究所の2012年1月の推計では、総人口は、2030年(中位推計)に11,662万人、2050年に9,708万人、2060年に8,674万人、2100年に4,959万人になるといいます。総人口が

明治末期頃の規模に戻っていきます。今度は、急減していくことが危機だと捉えられ、人口減少に歯止めをかける政策が強調されることになりました。人口急減の問題に対して広く自治体関係者の関心を喚起したのは、先の論文に次いで発表された「増田レポート」(日本創成会議・人口減少問題検討分科会「成長を続ける21世紀のために」)「トップ少子化・地方元気戦略」(平成26年5月8日)でした。大都市への人口移動が収束しない場合、2010年と比べ2040年に若年女性(20〜39歳)が50%以上減少する896自治体を「消滅可能性都市」とし、そのうち2040年に人口が1万人を切る自治体523は「消滅可能性が高い」とし、その自治体名がわかる一覧表を示しました。「消滅可能性が高い」とは、自治体がどういう状態になるのかなどは明言されず、当然視しているかのようです。名指しされた市町村が困惑し

## 自治体消滅とは

たのも無理はありません。

ある自治体の人口が限りなくゼロに近づけば、自治体は存立しえなくなり、しかし、自治体は法人ですから、自然に消滅することはありません。地方自治法は「地方公共団体は、法人とする。」と規定し、法人としての自治体の任務遂行責任を法人の機関(議事機関である議会と執行機関である首長等)に負わせています。消滅という自然に無くなるというイメージがありますが、ある地方公共団体を法人として消滅させるには人為的な手続きが必要なのです。市町村が消滅するとは、関係市町村が自ら法人であることを放棄する場合です。それは、法人としての任務の遂行を首長・議会と住民が断念するときです。

事実、わが国では、明治以来、市町村合併が進められ、おびただしい数の市町村が法人格を失い消滅しています。「平成の大合併」で消滅した町村数は1600余にも及んだのです。合併によって法人格が失われれば、その首長や議会議員は失職しますし名称も消滅します。しかし、合併によって面積を拡大しても地域再生の解決につながらず、まして人口減少に歯止めをかけることなどできないのが現状ではな

論 説

いでしょつか。

自治体を消滅させないために

「増田レポート」は、市町村合併による自治体消滅には言及していません。急激な人口減少（社会減と自然減の同時進行）によって市町村の存立基盤が危機に瀕することに警鐘を鳴らしました。しかし、この警鐘の受け取り方には注意が必要なのです。

単に未来のことを記述しているように思われる予想・予測が、現在の人びとの行動に影響を与え、その結果、その予想・予測が現実化してしまうことを、ロバート・K・マートンという米国の社会学者は「自己実現的予言」と呼びました。日本の諺では「嘘から出たまこと」と言います。

市町村の最小人口規模など決まっていなにもかかわらず、若年女性の半減で自治体消滅の可能性が高まるというのですが、住民人口が減少すればするほど市町村の存在理由は増しますから消滅など起こりません。起こるとすれば、自治体消滅という最悪の事態を想定したがゆえに、人びとの気持ちが萎えてしまい、そのすきに乘じて「撤退」を不可避だと思わせ、人為的に市町村を消滅させようとする動きが出て、当の市町村がそれに挑戦する気持ちを持ってしまつ場合なのです。自然

条件や社会・経済的条件が厳しい地域であればこそ、自主・自律の気概で、それを乗り越えようとする首長・議会・地域住民の強い意思があれば、市町村が消滅することはありません。

地方創生の意義

さて「まち・ひと・しごと創生」ですが、普通は、「まち」は都市を、「むら」は農山村を意味していますから、「むら」が除外されているのではないかと疑問に思うかもしれません。しかし、「創生法案」では「潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」とか、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」とか「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」と言っていますが、ここの「地域」から「むら」が除外されているとは考えられません。「まち」とは、全国津々浦々の地域を指しているかと理解できます。

地域とは、自治体が管轄する単なる「区域」ではなく、人びとが暮らす「場所」です。場所としての地域は、人と自然、人と物産、人と人との独自の関係によって成り立っています。市町村は、この関係を見抜き、地域の政策課題を解決していく責務を負っています。時代の変化の中で、どうすれば、この責務を果たせるのが問われるの

です。

「創生」は広辞苑（第6版）によれば「新たに作り出すこと」ですが、1988（昭和63）年に、竹下登総理が内政の最重要課題として掲げた「ふるさと創生」が「創生」の字を使っていました。ふるさと創生＝徳田事業でした。あれから四半世紀を経て再び「地方創生」が国の施策として打ち出されました。しかし、このたびは人口減少への対応が強く意識されています。石破大臣は、使途の自由度が高い新たな交付金制度の創設を検討する考えを示し、そのためには、自治体が、地域活性化の具体的な政策目標を定め、交付金の効果をきちんと検証できる仕組みにすることが大切であるとしています。

ほとんどの町村では、少子高齢化の進展が自治の営みに多くの困難を生み出していることを認識し、すでにそれぞれの実情に応じ、6次産業の展開、婚活、子育て支援、若者の雇用や居住の支援、出身者の帰還、移住希望者の受け入れ、グリーンツーリズムなどの施策を実施しています。

「地方創生」とは、遅ればせながら、国が本気になって人口減少に歯止めをかけようとするからです。地方からの提案を真剣に受け止め、縦割りを排し、必要な財政措置を行うなど、不返転の決意で実行してほしいといっ

が地方側のいつわらざる気持ちではないでしょつか。

安心して結婚・妊娠・出産・育児・子育てができる社会

日本の国籍法は、出生による国籍の取得に関して、「子は、出生の時に父又は母が日本国民であるとき」とし血統主義をとっています。日本社会は、基本的に日本人である両親から生まれた子どもが次世代を成していく社会であるということができません。

しかも、日本では出産は結婚と強く結びついています。結婚すれば、平均して子どもを2人は産んでいます。決め手は結婚の成否です。人口減少に歯止めをかけるには若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・育児・子育てができるような施策を国と地方が一丸となって展開する以外にはありません。結婚・出産は個人の決定に基づくがゆえに結婚制度の意義を強調しすぎることはありません。農山漁村では若者の流出に歯止めをかけ、若者の転入を促進し、人口構成のバランスを回復することが重要です。

その上で、当面は、人材育成を促進し個々人の生産性を高め、省力化に役立つ新たな機器の技術開発と活用を図りつつ人口減少のソフトランディングに希望をつないでいくのです。

▷上空から聖籠町「国際拠点港湾新潟東港」を臨む



現地レポート

地域資源を活かした活性化策

子どもを生み、健やかに育てられる  
まちづくりの各種取り組み  
〜幼保一体化による子育て支援〜

新潟県 聖籠町



聖籠町の概要

聖籠町は、新潟県の北部に位置し、ほぼ平坦な地形で、政令指定都市である新潟市に隣接し、日本海に面する面積約38km<sup>2</sup>、人口14,300人の小さな町です。昭和30年に旧聖籠村と旧亀

代村が合併し、昭和52年8月1日に町制施行により現在の聖籠町が誕生しました。  
新潟県内の自治体としては比較的積雪量が少なく、もともと農業と漁業を主産業とする農漁村地域でしたが、昭和39年に新潟市及び本町が新産業建設都市建設促進法に基づく新潟地区の指定を受け、新潟港（東港）の整備や新潟県が実施する新潟東港工業団地の造成に伴い、多くの企業が立地し、現在では本町の面積の約4分の1に相当する約1533haに約150社が操業し、日本海側最大の工業地帯に発展しました。  
これらの企業立地に伴い、固定資産税等の税收の増により、昭和59年度から現在まで、本町は普通交付税の交付を受けない不交付団体となっています。

フォーラム

▷聖籠保育園開設(平成9年4月)



▷当時の聖籠保育園入園式の様子



幼保一体化に取り組む背景

また、日本海沿岸東北自動車道や国道7号(新新バイパス)が通過するなど、道路交通アクセスに恵まれ、新潟都市圏・近隣市への通勤・通学に便利なことから、これら地域のベッタタウンとして、民間の宅地開発ニーズが高く、活気のあるまちとなっています。

幼保一体化に取り組む背景

平成18年10月から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律により、「認定子ども園」制度がスタートしました。聖籠町では、これに先駆けて平成17年度から町立の幼稚園及び保育所を一

町内初の保育園の開園

体化するため、それぞれの名称を「こども園」に統一し、3歳未満の乳幼児については、公立・私立の保育所で児童福祉法に基づく保育を提供し、3歳以上の幼児は、保育所の機能も兼ね揃えた町立幼稚園で、学校教育法に基づく幼児教育と早朝・延長保育を実施しています。

町内初の保育園の開園

幼保一体化を始めて約10年がたちますが、保護者の方々からも高い評価を得ています。

保育園開園後の課題と幼保一体化の現実

平成9年度から保育園を開所しましたが、女性の雇用環境の充実に伴い、年々入所する乳幼児が増え、定員を大幅に超過する状況となり、新たな保育施設の整備が課題となりました。

にそれぞれ1箇所の幼稚園で3歳児から5歳児まで幼児教育を行い、乳児については保護者の元で保育をお願いするという状況でした。

平成9年度から保育園を開所しましたが、女性の雇用環境の充実に伴い、年々入所する乳幼児が増え、定員を大幅に超過する状況となり、新たな保育施設の整備が課題となりました。その一方で、少子化の影響も重なり町立幼稚園へ入園する幼児が減少し、施設に空き教室が目立つようになりました。平成12年度に新たに私立保育園が1か所開園したものの、今後の幼稚園・保育園の在り方を検討するため、平成13年度に有識者や町民(幼稚園・保育園児童の保護者)30人による乳幼児保育計画調査委員会を立ち上げ、幼保一体化の調査や審議を行いました。

結果として、「保育園では0歳児か

◁「聖籠町立こども園」は保護者のニーズにあった保育時間を選択できます。



ら2歳児までを保育する」、「幼稚園では3歳児から5歳児までを保育する」という町内での幼稚園・保育園の役割分担の在り方が示され、平成15年度から試行的に町立幼稚園に保育園機能を併設し、通常の幼稚園の午後3時まで保育時間に加え、希望者には早朝保育・延長保育(預かり保育)を実施し、運営上の課題点等を検証しました。その後、平成17年1月に聖籠町乳幼児保育振興計画を策定し、保護者等への説明会を経て、4月から幼保一体化を開始することとなりました。

フォーラム

子育て支援センター(すくすくさくらんぼ)の設置

幼保一体化に伴い、3歳児から5歳児が保育園から幼稚園へ移行したことで、保育園に空きスペースができ、これらの場所を活用し、在宅で子育てをしている乳幼児及び保護者を対象に、仲間づくりや出会いの場として開放しています。また、子育ての悩みごとを相談したり、子育てに役立つ情報を提供するなど、子育て支援センターの機能を充実しています。

総合的な子育て支援の町の取り組み

☆ 健やか子育て誕生祝金制度の創設
聖籠町では、出生率の向上と若者の定住を図る観点から、平成8年4月に健やか子育て誕生祝い金条例を制定しました。

内容としては、第3子が生まれたときに、50,000円を支給し、第4子以降が生まれたときに100,000円を支給するとともに、第4子以降については、小学校に入学するまで、月額5,000円の子育て支援金を支給するものです。

なお、平成18年度からは、さらに子育て支援強化のため、第1子から誕生祝金50,000円を支給することとしました。

☆ チャイルドシート購入の助成

道路交通法により乳幼児へのチャイルドシートの義務づけがなされたことを受け、聖籠町では平成11年度から乳幼児の交通事故の防止と子育て支援を目的に、チャイルドシートの購入費用の2分の1を助成しています。

☆ 幼稚園通常保育料等の無償化

平成18年度から、保護者の負担を軽減するため、子ども園(幼稚園)の通常保育料を無料にし、聖籠(こども園(保育園))の3歳児、4歳児、5歳児の保育料についても、同額を減免する措置を行っています。

☆ 児童クラブの創設

平成15年度から、児童福祉法第6条



▷親子あそびを通して、親子のつながりを深めながら、お子さんの感性や能力を伸ばすすくすくサロン「さくらんぼ」を開催。

◁在宅で子育てをしている家の方の仲間づくりや出会いの場としても利用者のみなさんに大変好評です。



の3第2項に基づき児童クラブ(放課後児童健全育成事業)を町内3地区にある各小学校の校舎内に設置しています。また、平成27年度以降、当該事業の対象児童が小学校全学年になるのに先立ち、受入れ児童人数の増加に対応するため、国の補助事業を活用し、平成26年度に単独の建物である児童クラブを蓮野小学校区に建設しています。

保健・医療による子育て支援

☆ 子ども・妊産婦への医療費の助成
本町では、妊産婦及び中学校3年生(15歳)に達するまでの児童に対し、医療費の助成を行っています。

☆ 予防接種への助成

インフルエンザ、ロタウイルス、おたふく風邪、水ぼうそうなど、法定外の予防接種を受ける乳幼児、中学生に対し、助成しています。

☆ 乳幼児健診、歯科検診などの保健事業の実施

保健師等による乳幼児訪問、定期的な健康診査、歯科検診など、健やかな子どもたちの成長のため、各種保健事業を実施しています。

子ども条例の制定と組織体制の強化

聖籠町では、子ども・子育てに関する基本理念や、保護者、町民、学校、事業者及び町のそれぞれの責務、子育て支援に関する町の施策の基本的事項を一体的かつ総合的に取り組むため、聖籠町子ども条例を平成26年4月1日から施行しました。

この条例では、概ね18歳未満の子どもを対象としており、これまでの児童福祉や保健・医療、あるいは学校教育における施策を一体的・総合的に実現していくというものです。

また、この条例の制定に併せて、子ども子育て部局の体制強化を図り、子どもに関する業務を一体的かつ総合的に実施するため、町長部局にあった保育所や児童館、児童手当など、児童福祉に関する事務を教育委員会(子ども教育課)に一本化しました。

フォーラム

◁聖籠町の無形文化財である「蓮湯神楽」は約270年前頃から伝わる民族芸能。社会情勢の変化により、一時は途絶えましたが、若手有志の手で復活しました。



☆ 子ども家庭相談センターの設置

子どもに関する相談に適切かつ迅速に対処するため、平成26年4月から子ども家庭相談センターを設置しました。

スクールソーシャルワーカー及び保育士を配置し、家庭や学校・子ども園等からの相談に応じています。

子育て支援に向けた今後の課題

本町では、更なる子育て支援充実のため、平成27年度から公立保育園を民営化することとしました。民営化による効果として、これまで公立保育園が

受けられなかった国庫補助金が受けられるとともに、保育開始年齢の引き下げ（生後6カ月経過後から生後2カ月経過後へ）や延長保育時間の繰り上げ（午前7時30分から午前7時へ）など、利用者にとって保育サービスが向上することになります。

また、町としては民営化により捻出された財源を活用し、第3子以降の3歳未満児童の保育園保育料について、現行では、第1子が就学前児童までの世帯を対象に無料とされていますが、平



▷新潟近郊の絶好の波乗りポイント綱代浜海岸ではサーフィン大会や船釣り体験を開催。海洋レクリエーション活動を通じて、町内外の住民の交流促進及び地域の活性化を図っています。

◁聖籠町の魅力は何といっても豊富なくだもの。初夏から秋にかけて、さくらんぼや梨、ぶどうなど果樹栽培が大変盛んです。



成27年度から第1子が12歳に達する世帯までを対象とすることを検討しています。

さらに、平成26年度に建設を進めている児童クラブと同様に、他の2つの小学校区においても同様の施設建設を計画しています。

本町は不交付団体であるが故に、今回ご紹介した子育て支援等について周辺の市町村から羨ましがられることもありましたが、そもそも「福祉」や「教育」は財源があるから行うのではなく、財源がなくても、まず優先すべき施策

であると思っています。町村には様々な問題が山積していますが、そのような状況の中でも、いかに住民に寄り添った施策を優先づけて実施するかだと思えます。聖籠町では安心して子どもを生み育て、将来を担う子どもの施策を優先しているのです。この思いがいつれ花開くときがくるのではないかと期待しています。

併せて今後は、国の人口減対策と相まった対策が本町においても急務となつていきます。

これまでの子ども・子育て支援策の拡充を含め、新たな産業の集積・形成による雇用創出、定住環境の整備を講ずる必要性を実感しています。

本町は、東北電力(株)東新潟火力発電所をはじめ、多くの企業立地による固定資産税等の税収により、不交付団体として普通交付税の交付を受けずにまちづくりを進めてきました。しかしながら、長引く景気の低迷・経済不況等により企業の設備投資は進まず、これらの税収は年々減少傾向にあります。

このような状況に対応し、人口減対策としての子育て支援などのための財源を確保するため、これまで以上に町職員と一丸となって行財政改革に取り組むとともに、地域の活性化に向けた施策を展開していきたいと考えています。

聖籠町長 渡邊 廣吉

情 報

「小さな拠点」づくりフォーラムin東京を開催します

我が国全体で人口減少・高齢化が進んでおり、今後住み慣れた地域で暮らしを続けたいことが難しくなる地域が一層拡大することが懸念されているなか、「攻め」と「守り」の両面から持続可能な地域づくりを目指すための取組として、暮らしに不可欠な生活サービスや地域活動の場などを歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」づくりや、「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」づくりが各地で進められています。「小さな拠点」の形成は本年7月に公表された「国土のグランドデザイン2050」における基本戦略のひとつとして盛り込まれており、また「まち・ひと・しごと創生本部の基本方針にも位置づけられました。国土交通省では、これからの我が国を支える「小さな拠点」づくりや、「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」づくりについて、市町村・都道府県等の行政関係のみならず地域の活動団体関係者の方々とともに考えるため、本フォーラムを開催します。

【日時】平成26年11月28日(金) 13時～16時40分

【会場】都道府県会館 101大会議室 (東京都千代田区平河町2-6-3、東京メトロ永田町駅から徒歩1分、赤坂見附駅から徒歩5分)

【主催】国土交通省

【プログラム】

●基調講演「集落地域への人口定住を支える「小さな拠点」決め手は「合わせ技」の循環(ハロー)」

藤山浩氏(島根県中山岡地域研究センター 研究統括監・島根県立大学連携大学院教授)

●国土交通省の施策紹介 北本政行氏(国土交通省 大臣官房審議官(国土政策局))

●県による取組紹介 「高知県における小さな拠点の取組(組み)」について 前田和彦氏(高知県 産業振興推進部 中山岡地域対策課 課長)

●「小さな拠点」づくりの活動事例紹介 報告1 道の駅「くま水車の里」(NPO法人 夢未来くんま 副理事長 大平展子氏) 報告2 モニター調査の取組(NPO法人 たかぎ 前理事 佐藤博一氏)

●パネルディスカッション・意見交換 テーマ:「小さな拠点」始動へ求められる機能・組織・人材・行政・連携

【申し込み方法】事務局のホームページ (http://www.btf.co.jp/Hokkyoten/forum-1.htm)より専用申込用紙をダウンロードしていただき、ファックスまたはメールにてお申し込み下さい。なお、会場の都合により先着120名で締め切らせていただきますので、お早めにお申し込み下さい。

【問い合わせ先】「小さな拠点」づくりフォーラム事務局 (株)シンクタンクみらい内) 電話 03-6435-1230(10時～18時) ファックス 03-6435-2309 メール kyoten@btf.co.jp

全国町村等職員の自動車共済 + 上乗せ 車両共済(保険) のご加入がオススメです!

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から 42%(保険料)割引
●ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
●集団扱年一括払いによる割引で更に 5%割引
●保険料分割払(12回)も選択可能です。
●保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については 取扱代理店(千里)または損保ジャパン日本興亜の営業店にお問い合わせください。 ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)
●フリーダイヤル 0120-731-087 (受付時間 月～金 9:30～17:00)
●FAX 03-3519-7325
http://www.chisato-ag.co.jp 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜株式会社の定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。【(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社団体・公務開発部第3課 03-3593-6456】

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です

# TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまどめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は  
リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、  
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、  
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。  
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室  
平日料金10,100円より **SINGLE ROOM**

金曜日料金

**15% OFF** 8,600円より

土・日・祝日料金

**20% OFF** 8,100円より



ダブル 12 室  
平日料金 13,700 円 **DOUBLE ROOM**  
(2名利用) ※1名利用の場合 11,400円

金曜日料金

**15% OFF** 11,600円  
※1名利用の場合 9,600円

土・日・祝日料金

**20% OFF** 10,900円  
※1名利用の場合 9,000円



ツイン 17 室  
平日料金 19,000円より **TWIN ROOM**  
(2名利用)

金曜日料金

**15% OFF** 16,200円より

土・日・祝日料金

**20% OFF** 15,200円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00  
ティータイム 14:00 ~ 17:00  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30  
(14:00ラストオーダー)  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30ラストオーダー)



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ご宿泊の予約が、全国町村会館のWEBからお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー東京駅から約20分

